

令和7年度千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する
条例啓発資料作成業務委託審査基準

審査基準

No.	審査項目	審査の着眼点	配 点
1	応募者の実績	本事業と同種または類似の業務実績	5
2	業務遂行	業務の実施体制は十分に整っているか（組織、責任者、技術人員等の充実）	5
		業務の遂行能力は十分に備わっているか（啓発資料作成に係る専門的知識、知見及び経験等の充実）	10
		スケジュール管理	5
3	内容	手話言語及び障害者のコミュニケーション手段の理解や啓発の表現	20
		読者の興味を引くための工夫	10
4	レイアウト	構成の明瞭さ、可読性	15
		独自性、創意工夫	10
5	デザイン	パンフレット及び画像の趣旨についての視覚的な明瞭さ	10
		斬新さ、印象の強さ	5
		多様な色覚など障害特性への配慮（色彩、字の大きさ、表現方法）	5
合		計	100

＜評価の基準＞

評価点 (配点 20 点)	評価点 (配点 15 点)	評価点 (配点 10 点)	評価点 (配点 5 点)	評価の基準
20	15	10	5	特に優れている
16	12	8	4	優れている
12	9	6	3	妥当
8	6	4	2	やや劣っている
4	3	2	1	劣っている
0	0	0	0	非常に劣っている・評価不能